

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
県中方部の出先機関の管理職員（40代、男性）	減給3月	R6.5.8	令和5年11月12日（日）、私有自動車で磐越自動車道上り線を走行していた午後6時15分頃、制限速度時速80kmの現場を時速131kmで走行し、速度違反自動取締装置に記録され、指定速度を時速51km超過していたとして検挙されたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（50代、男性）	停職6月	R6.5.8	令和5年8月31日（木）午後6時11分頃、本宮市内のスーパーマーケットにおいて、ひそかに、女性客に対し、その後方から近づき、靴に装着した小型カメラを当該女性客のスカート内に差し入れ、スカートの中を撮影しようとしたが、撮影に至らなかったものである。
本庁機関の一般職員（40代、男性）	免職	R6.7.9	令和6年2月24日（土）午後11時40分頃から同月25日（日）午前0時20分頃までの間、県外のホテルにおいて、成人女性に対し、同所に設置されたベッドにいきなり押し倒し、その着衣を脱がす等の暴行を加えたことにより、同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせ、性交等をしたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（20代、男性）	停職6月	R6.7.9	令和5年4月7日（金）及び同月10日（月）、自らが会計を担当する所属職員の親睦団体の会計から、計199,758円を着服し、自身の自動車の修理費やローンの返済に充当したものである。 さらに、令和4年4月から令和6年3月にかけて、会計を担当する職員公舎の共益費の会計から、計37,804円を着服し、自身の生活費や自動車ローンの返済などに充当したものである。
県中方部の出先機関の一般職員（50代、男性）	停職6月	R6.8.30	令和3年9月15日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社Aの従業員B等と共謀の上、同会社に同仕事を落札させようと考え、同年8月21日、Bに対し、同入札の秘密事項である設計金額（税抜き）を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（50代、男性）	停職1月	R6.8.30	令和3年9月15日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社Aの従業員B等と共謀の上、同月9日頃、Bに対し、同入札の秘密事項である入札参加業者を教示し、もって偽計を用いるとともに、入札等に関する秘密を教示して公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。
会津方部の出先機関の一般職員（40代、男性）	停職6月	R6.11.22	令和4年3月9日に福島県が入札を執行した工事の総合評価方式による条件付一般競争入札に関し、株式会社Aの従業員B等と共謀の上、同年2月14日、Bに対し、同入札の秘密事項である設計金額（税込み）を教示し、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたものである。